

山田みやこの活動報告

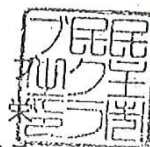
平成31年1月24日(木)

2019年度(平成31)年度 県当初予算及び政策に関する要望書

2019年1月24日

栃木県知事 福田 富一 様

民主市民クラブ
代表 佐藤 山田 みやこ
齊藤 孝明
松井 正一
加藤 正一
平木 ちさこ
船山 幸雄
中屋 大



2019(平成31)年度 県当初予算 及び政策推進に関する要望書

<はじめに>

政府は昨年12月21日、消費税の増税に関わって、景気の安定を最優先した2019年度予算案を閣議決定した。一般会計の総額は101兆4,564億円となり当初予算として初めて100兆円を超え、7年連続で過去最大規模を更新した。

地方財政に関しては、景気拡大による税収の伸びもあって国からの譲与税も含む地方税は0.9兆円増の42.9兆円と過去最高額となった。一方地方交付税に関しては、16兆1,809億円で2018年度当初予算から1,724億円増加し7年ぶりの増加となった。また、地方財政の健全化に付与する臨時財政対策債の抑制については、0.7兆円の大幅減となり3.3兆円となった。

これらを受ける形で、本県における予算編成については「とちぎ創生15戦略」の最終年度を迎え次年度以降の取り組みを展望した予算編成を望むところである。

また、2018年度県税収入の確保が危ぶまれる状況にある今日、国際戦略本部の新設に関連して、出入国管理及び難民認定法の改正による外国人受け入れ態勢の構築等方向性を明確にした予算編成を望むところである。加えて、今年度の予算編成においては、地方創生のさらなる深化を含め、国体・全国障害者スポーツ大会への対応、防災・減災対策、観光振興対策等への積極的取り組みを要望する。

一方、私たちの会派として、一貫して主張している財政の健全化の取り組みの強化についてである。急速な高齢化の進行等により医療福祉関係経費の増加が続き、財政の硬直化が進行している。2019年度予算編成においては、引き続き「とちぎ行革プラン2016」に基づき歳出改革に取り組む事を要望し、以下に具体的な予算化・政策推進に関する要望事項について適切な対応を望むところである。

＜各部局への具体的な要望事項＞

1 ブランド力向上と発信力強化について

民間調査会社による「地域ブランド調査2018」の結果が公表され、最も注目されるカテゴリー＜魅力度＞は2017年の43位から、1つ順位を下げて44位となった。魅力度で本県は低迷を続けている一方で、愛着度は28位から16位へ、また自慢度は36位から20位へと、本県出身者や県民の、栃木県を思う意識の高まりを感じさせる項目で順位を上げ、とちぎブランド取組方針に沿った、これまでの様々な取組やデスティネーションキャンペーン等による一定の成果があったものと評価する。

特に課題として、近畿圏でのPR不足や「旅やグルメに関するテレビ番組」からの情報接触不足、さらには日光など本県の優れた地域資源と栃木県の結び付きの欠如等が挙げられているが、引き続きさらに詳細な現状分析を進め「とちぎ元気発信プラン（～2020）」での成果指標に掲げた魅力度ランキング25位以内の達成をはじめ、本県の魅力度アップやとちぎブランドの確立に向け有効な対策が必要と考える。

そこで、これらの取組を推進するにあたり「とちぎブランド力向上会議」や「とちぎブランド推進本部」の連携強化はもとより、オールとちぎによる県民ぐるみのものとするため、観光事業者・小売事業者・地域づくり団体に加え市町とも一体となって、幅広く県民意識の向上と一体感の醸成が図られるよう、きめ細かい施策を展開すること。

2 とちぎ創生最終年度に向けて

まち・ひと・しごと創生本部は昨年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に盛り込んだ政策パッケージ（わくわく地方生活実現政策パッケージ）を公表し、これらを受けて、12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」が閣議決定された。

本県においてはとちぎ創生15戦略最終年度の予算編成となるが、林業・木材産業の成長産業化、多様な人材が働きやすい就労環境づくり等指標に遅れが生じている戦略に関連する予算対応を要望する。また、地方への新しい人の流れを作る取り組みとして、国はU1Jターン及び起業・就業の促進を図るため「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を決定しているが、これらへの対応に最大限の取り組みを要望する。

2020年度以降の次期5か年の総合戦略に向けて第1期の総仕上げを目指すとともに、必要な調査・分析を行い、次期総合戦略の策定に繋げること。

3 財政の健全化について

本県の財政の健全化については、昨年よりスタートした「中期的視点に立った財政運営」への転換と並行して「とちぎ行革プラン2016」に掲げた財政健全化の取り組みに沿って着実に進められているところである。2019年度の歳入については地方財政計画の中で、地方交付税については7年ぶりに増額が示されている一方で県税

収入の大きな伸びは期待できない状況にあり、今日まで培ってきた財政健全化への取り組みを堅持すること。

一方、経済のグローバル化や複雑な国際状況、そして多様化する県民ニーズに対応するため予算編成にあたってはそれらに的確に対応できる予算編成を望むところである。これらを達成するためにも宇都宮市及び芳賀町が進めているLRT事業関連事業への財政支援については、支援の凍結を求める。今後とも国に対して地方税財源の充実強化を要望するとともに、「とちぎ創生15戦略」の総仕上げと「とちぎ元気発信プラン」の更なる推進を要望する。

4 私学就学支援の充実について

教育は未来への投資という観点から教育の力で「貧困の連鎖」を断ち切り、栃木の子どもたちが希望に満ちた進路を選べるようにするためには、私立学校振興助成法に基づく私学支援の充実は不可欠である。

本県の私学支援については、2015年に減免対象年収を350万円未満家庭まで拡充したが、栃木県私立学校教職員組合連合が昨年実施した調査では、授業料滞納者と経済的理由による中退者が増加に転じ、私学に合格しても入学金を支払えず辞退するケースも依然多い。したがって更なる私学支援充実を図る必要があることから、授業料以外の施設・設備費等義務的納付金も含めた「授業料等減免制度」を創設すると共に、関東圏では下位にある本県の減免年収基準を茨城県と同じ年収590万円未満まで引き上げること。

また、生活保護及び生活困窮世帯等の私学生徒に対しては公立高校で実施しているように、学費の全額無償化の措置を講じること。更には、入学金補助制度の創設を図ると共に、授業料減免制度適用の際の学園1割負担をなくすこと。

5 女性自立支援の取り組みについて

性暴力被害等の実態把握は非常に難しいが、顔見知りからの若年女性の被害が身近なところに存在している現実があり、#MeToo運動の広がりを期待する。

国において創設された平成30年度若年被害女性支援モデル事業を実施した東京都は、夜間見回りや声掛け、電話やメールの相談窓口開設などのアウトリーチ支援、居場所の確保、自立支援を民間委託し、行政は関係機関との連携を行っている。この事業により被害の顕在化とともに支援の充実を期待する。

本県においても、まず、夜間見回りや声掛け、相談窓口の開設など被害の未然防止を目的とするアウトリーチ支援を早急に図られたい。

6 悪質クレーム・カスタマー（顧客）ハラスメント対策について

昨年、産業別労働組合U Aゼンセンが小売・サービス業関係の接客対応する組合員に行った調査・アンケートによると、5万件超に及ぶ回答の内、実に7割以上が、顧客などから暴言や同じクレームを繰り返す等の迷惑行為を受けたことがあると答え、

いわゆる悪質クレームの実態が明らかとなった。

こうした行為はカスタマー（顧客）ハラスメントとも呼ばれるが、これを防ぐための法律や指針等は現在のところ定められておらず、その対応は現場の働き手に任せきりという実情がある。行き過ぎた悪質クレームは明らかな人権侵害であり、働き手に大きな精神的ストレスをもたらし、ひいては休職や離職を招くなど、地域を支える企業や事業所等の損失にも繋がり、さらには小売やサービス業に限らず、人と接するあらゆる産業・職業で発生している、今や深刻な社会的問題と言える。

過日、厚生労働省がパワハラやセクハラ対策と併せ、悪質クレームについても「職場のパワハラに類するもの」と位置付け、企業が取り組むべき対策を指針として明示する方針を示したことから、県としても、この問題を労働行政における喫緊の課題として捉え、速やかに対策を講じ、同時に、消費者の迷惑行為に対して、倫理的な消費行動を求める消費者教育や啓発活動の推進が必要であると考えます。

そこで、今般の国の動向を受け、その推移を注視しつつも、県としても、実際に日常的に起こり得ること、起こっていることであることから、早急な実態把握と撲滅に向けた対策を講じること。

7 指定廃棄物最終処分場問題について

昨年11月26日、環境省は、県内農家が保管している指定廃棄物について、保管農家を抱える6市町長による会議を開催した。その結果、指定廃棄物については、保管農家の負担を軽減するため、国が提示した各市町ごとの暫定集約案に合意した。この合意を受け、日光市は翌27日、市内の農家1戸が保管している7トン、市が指定廃棄物を保管している市の可燃ごみ処理施設「クリーンセンター」に移す考えを明らかにした。今後は市町における具体的な集約場所の選定が焦点となる状況であり、県は、早期に集約場所を確保できるよう、県有地等の土地情報の提供や、周辺住民の理解促進等にも積極的に関与し、市町を支援されたい。

一方、国は長期管理施設を県内1か所に整備する方針に変わりはなく、暫定集約された指定廃棄物は、将来的には、国が整備する施設へ搬出するとしている。

指定廃棄物最終処分場問題は、既に現在の詳細調査候補地が選定されてから約4年半が経過し、各県処理は事実上頓挫している状況であり、改めて特措法の見直しを国に対し働きかけること。

8 森林・林業・木材産業の振興について

栃木県では、2017年10月県議会提案により、「栃木県県産木材利用促進条例」、通称「とちぎ木づかい条例」を施行し、全国で唯一都道府県名に「木」の文字がある栃木県の森林を県民共有の財産として健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県産木材の積極的な「木づかい」を進めることとした。

これまで現行の森林関連施策の検証や本県木材の需要把握のための調査等が行われてきたと思うが、2019年度は、本条例施行2年目でもあることから、川上から

川中、川下までの県産材利用促進に必要な施設整備や雇用確保等ソフト・ハード両面からの整備を加速されたい。

特に本県では、「とちぎ木材利用促進方針」において、2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の施設は木造を基本としているため、低層が多い福祉施設や公共施設の木造化を積極的に図られたい。更には大阪北部地震でも問題視された「ブロック塀」の改修に合わせた木塀への転換等、積極的な木材利用を図られたい。

また、2019年度から森林環境譲与税（仮称）が導入されるが、市町からは試算された配分額や技術を要する業務に従事する人手の不足を懸念する声も上がっている。具体的には、間伐の調査や設計等技術的業務の受け皿となる機関を設置してほしい等の要望や、県民税と森林環境譲与税（仮称）の用途を踏まえた事業内容の振り分け等について意見が挙げられており、県としても積極的に支援する体制を整備すること。

併せて、本県の森林整備に関連し、こうした法令や条例の動向を踏まえ適正な執行に努めること。

9 野生鳥獣害対策について

県では昨年3月、シカ及びイノシシの管理計画を改定し捕獲目標を引き上げるとともに、今年度末にはカワウ管理指針の改定を予定するなど、野生鳥獣害対策の強化を図っているところであるが、シカやイノシシの深刻な被害はもとより、サルやカワウなどによる被害も県内各地で発生しており、野生鳥獣害対策は喫緊の課題となっている。その対応に際し、まずは県・市町・地域住民などが一体となり、地域ぐるみで捕獲や被害防除、環境整備へ総合的に取り組むことが重要である。

こうしたことから、地域ぐるみの取組を進めるため、地域に専門家を派遣してアドバイスをを行う「獣害対策アドバイザー派遣事業」の拡大を図ること。

併せて、捕獲の省力化・効率化を図るため、近年技術の発達が著しいICTの活用に積極的に取り組まされたい。

また、平野部や河川敷の「ヤブ」等がイノシシの生息域となり被害が発生している地域については、関係部局や地域が連携し積極的に対策を講じられたい。

さらに、捕獲の担い手となる狩猟免許所持者については、「狩りガール」といわれる女性狩猟者が2007年度の4倍になるなど新規取得者は増加傾向にあるが、実際に捕獲を行うためには経験と技術が必要なことから、研修や訓練の機会確保を図ること。

10 大規模太陽光発電施設に対する規制について

昨年4月に運用開始した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」については、更に実効ある内容とするため、国のFIT法（再生可能エネルギー法）等の断続的な見直しに呼応し、定期的な見直しを図ること。

県内で問題となっている地域の対応については、当該市町と協議を行い、県の事前

協議段階で判明した課題については、事業者に丁寧に説明し、明確な対応がなされない限り許認可には慎重な対応を図ること。

県内自治体では、独自条例で適切な立地誘導を図っている自治体もみられるが、県として独自条例の制定に向けて検討すること。

1.1 介護サービスの充実について

介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時の報酬改定も含めこれまで数度にわたる取組が行われてきたが、現場では未だに職員不足のため、部屋は空いていても入所待ちという各種の入所施設が見受けられる。

そこで県内の介護職の給与・賃金がこれまでにどれだけ改善されてきているのか、また介護保険事業支援計画の施設整備にも関わってくるため、職員不足により空いている施設はどのくらいあるのか等を事業所への専門家の派遣と併せて具体的に調査をかけ、介護職員の確保、離職防止対策を講じること。

国では10年以上のリーダー級の介護職員について他の産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行おうとしているが、新人の離職防止対策もたいへん重要である。その一つの対策として、60歳から75歳までを対象とした介護助手制度を県として確立した上で広く周知し、元介護職員の復帰や、元気な高齢者の力を介護現場に取り入れることにより、職員の周辺業務への負担を軽減し離職防止に役立てるべきである。

1.2 障がい者施策の充実について

2018年4月1日時点における県内の身体障害者手帳を持っている人は70,236人、知的障がい者の療育手帳は17,043人、精神障害者保健福祉手帳は12,526人となっている。精神障害者保健福祉手帳の所持者は全体の12.6%である。2006年に施行された障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）では三障がいにより差のあった制度格差を解消し、一元的なサービスにまとめて共通の制度にして障がい者の地域での自立を促すことを目的としている。

しかしながら、12年を経た現在も県内では、精神障がい者に対する医療費の助成は精神科の通院医療費のみが対象であり、内科や歯科などの医療費については、身体と知的障がいの人たちにしか認められていない。

昨年、栃木県精神保健福祉会（やしお会）が本人や家族を対象に、896人の方々から回答をいただいたアンケートでは、収入の状況において、アンケートに答えた人たちは30代から50代が66%を占めているにもかかわらず、工賃や給料、障害年金、生活保護などすべての収入を合わせて月額5万円から10万円未満と答えた人たちが最も多く459人と、全体の51%を占めている。それ以下の5万円未満の人も含めると全体の59%となっている。

受診したくても我慢しているのは歯科が最も多く、内科、眼科、皮膚科と続き、受診できない理由のトップは「生活費が不足するから」が36%、「家族に負担をかけら

れないから」が31%、「将来のための貯蓄を削れないから」が21%となり、ぎりぎりの生活がうかがえる。

加えて、昨年、栃木県精神保健福祉会（やしお会）ではいくつかの市町議会に陳情書を提出し、今後も他の議会に要望していくという。本年1月から東京都も1級の精神障害者保健福祉手帳所持者を医療費助成の対象としたところであり、千葉県ではいくつかの市が独自に助成していることから、これで全く助成がないのは関東では本県のみとなった。重度心身障害者医療費助成制度の実施主体は市町であるが、その財源は市町と県とで二分の一ずつ負担しており、県はリーダーシップを取って精神障がい者への医療費助成の充実に努めること。また、そのためにも市町との政策調整を行うために試算に取り組むこと。

また、公共交通機関におけるサービスについても、精神障がい者が家にこもらず積極的に社会参加できるよう、バスや鉄道の運賃の割引制度について引き続き、各機関へ働きかけていくこと。

ある交通事業関係者によると、3種類の障害者手帳のカバーの色を同一にすることで運賃の割引を進めやすいのではとの見方があることから、障害者手帳のカバーの色の統一についても検討を行うよう要望する。

13 子育て支援の充実について

とちぎの子ども・子育て支援条例が今年1月1日から施行された。その中の基本的施策にも掲げられているように、困難を有する子ども等及び家庭への支援が大きな社会的課題になっている。そこで、まず県全体の子どもの貧困状況を的確に把握するため、実態調査を行うこと。

さらに、ネグレクト及び生活困窮のひとり親家庭の子どもを対象とした、全国初の取り組みの「子どもの居場所づくり事業」については、地域の人子どもを育むことにより、孤立する家庭の「関係性の貧困」を解消する重要な支援となっている。しかし、1拠点あたりの運営費は、現在の補助基準額約900万円では不足が生じているという。

民間団体の調査によると、相談（ネグレクト＋養護）を必要とする子どもの数は宇都宮市208人、日光市39人であり、1拠点15人利用できるとして、必要拠点数は宇都宮市13.8拠点、日光市2.6拠点と推計されている。さらなる担い手育成及び受託運営団体の増加促進のため、予算増を図ること。

また、各地において開設されて来ている子ども食堂は、食事や相談を通して支援につなぐ入り口として大きな役割を果たしており、子どもたちが直面する「孤食」「ひとり親家庭」「生活困窮世帯」「ネグレクト」などの生活環境から、子どもが将来の希望や夢を持つきっかけとなる安心して過ごせる居場所となっている。しかし、子どもたちを放ってはおけないと思っても子ども食堂の開設にあたっては、財政的にも大きなハードルとなっている。

京都府では、子ども食堂の開設時に20万円、1回の開催につき1万円の補助によ

り支援している。埼玉県においても子ども食堂の実態を把握し、子ども食堂を必要とする家庭や子ども食堂を支援する方に情報が届くようホームページで広報している。

本県においても関係者が必要な情報を共有できるように、県が実態調査を行い公表するとともに、開設・運営費の補助事業を創設しバックアップを図ること。

1.4 本県の犬猫殺処分ゼロを目指す取り組みの強化について

本県では、県内の幾つかの自治体において、独自の避妊去勢に関する補助制度等を規定することで、みだりな繁殖抑制に向けた取り組みが進められているが、動物愛護管理法第39条に定められている協議会の設置等は進んでおらず、県の動物愛護管理推進計画に沿った施策の推進体制の構築が急務である。県と県内自治体とが動物愛護施策の共有を図れるようにするため、早急に協議会の設置を促すこと。

また、2019年には動物愛護管理法の改正が予定されている。動物愛護団体等の請願では、殺処分方法、収容施設の改善、動物の繁殖制限のさらなる促進、自治体における地域猫活動支援の義務付け、等が掲げられている。

今後、法改正を受けて「栃木県動物愛護管理推進計画」の見直しを実施すると思うが、行政はもとより、動物愛護団体、保護ボランティア、飼養関係者、獣医師等による協議・検討の場を設置し、本県に相応しい管理計画を策定すること。本県の犬猫殺処分の現状や動物愛護管理の実情を県民に知ってもらうために、市町と連携して適宜情報の周知を図ること。また、動物愛護施策の更なる充実を図るため、ふるさと納税の使途メニューに反映することや、独自の基金の設置等創意工夫を図ること。

1.5 中小・小規模企業の振興と産業政策の推進について

本県においては、立地する企業の99%以上を中小・小規模企業が占めており、本県産業の成長のためには、これらの企業の活性化をいかに図っていくのかが、重要な課題となっている。本県企業の約6割で後継者が決まっていなるといわれる中、経営者が60歳代の企業では約4割で後継者が決まっておらず、その内約3割の企業で廃業を考えている状況となっている。

2017年度の事業引継ぎ支援センターへの相談件数は250件、成約件数は23件と相談件数に対して成約件数が少ない状況である。今後は、県内商工会議所青年部や青年会議所等、若い経営者が集う団体等に対して事業引継ぎ支援センターの情報提供を行い、M&Aによる事業承継を積極的に推進すること。

また、当事者である経営者が後継者探しを始めるのが遅れるケースがあり、70歳を超える相談者も多くいる。経営者が高齢になるほど業績は悪化しやすく承継は難しくなるので、早い段階での事業承継に向けた後押し等、更なる周知・啓発に取り組むこと。

1.6 観光立県とちぎの推進について

昨年4月から6月にかけて展開されたdestinationキャンペーンの実施結

果（推計値）が公表され、観光客入込数や宿泊数、経済波及効果などとともに、成果や課題と対応等についても併せて公表された。入込数は目標値を上回ったものの、残念ながら宿泊数は目標値に届かなかった。

一方で、一昨年の4月から6月に取り組んだプレDCを皮切りに、以後、関係機関等や各地域間が緊密に連携することにより数多くの企画・事業が展開され、昨年のDC本番では実に276に及ぶ特別企画をはじめとする地域の連携強化や二次交通の取組、さらには「おもてなしいちご隊」の登録者数が大きく増加するなど、県民の「おもてなし」気運の向上が図られ、多くの成果も着実に挙げられている。これらは今年実施されるアフターDCをはじめ、今後も本県の観光立県を推進していく上で、極めて貴重な財産となった。今後の観光施策を展開するに際し、今回の成果を如何に維持・活用し、さらに向上させていくか、また課題についての検証と速やかかつ着実な改善こそ重要と考える。

そこで、特に宿泊数向上のために必要な周遊性・回遊性を高めるためのさらなる施策や、またリピーター獲得のための渋滞緩和・駐車場確保対策や有料道路・駐車場の料金設定の見直し、さらに東京オリパラを控え需要が高まるであろうインバウンド対策としての多言語化やキャッシュレス決済対応に加え換金所設置などの課題について、各市町と連携を強化し、早急な対策を講じること。

1.7 本県の「働き方改革」・「多文化共生」の取り組みについて

本県の働き方改革については、多くの地域環境と同様に、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護の両立など、働く方々のニーズの多様化」などの状況に直面している。

こうした中、多方面の投資やイノベーションによる生産性の向上と共に、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題と認識している。

これら課題の解決のために、働く方の置かれた個々の実情に応じ、企業・事業所等に対して多様な働き方が選択できる施策を要望する。また、栃木県働き方改革推進支援センターや商工会議所等と連携し、中小企業・小規模事業者への「働き方改革」相談等の充実を図ること。

これらと関連して、人手不足が深刻化する中で、外国人労働者の受け入れ拡大を図る出入国管理及び難民認定法改正案が成立し本年4月から施行されることとなった。これらを受けて地方自治体に対しては情報提供・相談窓口の整備等の対応が提起されているが、これら対応に万全を期すこと。

また、県内在住の外国人は昨年末時点で約4万人であり、改正出入国管理及び難民認定法施行後は県内でも人出不足を背景とした外国人のさらなる増加が見込まれる。本県においても多文化が共生できる社会構築のための取組を要望する。

18 新しい栃木の農業戦略について

本県農業は、米麦、園芸、酪農畜産等多彩な農業があり、どの分野にも高いポテンシャルがあることから、バランス良く振興を図るべきである。

園芸分野においては、ICT等の先端技術を活用した「スマート農業」の推進を図り、本県のリーディングブランドの更なる振興を図られたい。そのための人材育成については、2019年度から、農業次世代人材投資事業において、農家の後継者の農地取得要件が5年以内の所有権移転から「利用権設定」へと変更されるなど緩和されることから、丁寧に啓発し、積極的に人材発掘・育成に努めること。

農業用ハウスの既存施設の長寿命化等の施設整備については、産地の実態を正確に把握し、積極的に支援すること。また、にら栽培等で多く活用されている「ウォーターカーテン」の整備など、農家ニーズに対する支援も要望する。

水田農業については、2018年産の主食用米から「作付け参考値」が示され、生産が行われているが、さらなる低コスト化、省力化を目指し、効率性の高い農業生産の支援を行うこと。

園芸大国とちぎづくりに向けて、ブランド力強化は不可欠である。昨年大阪センター開設を受けての関西市場への進出はきわめて重要であるが、需要発掘作業や関西圏の消費者の動向等を的確に把握し、戦略を練ることが重要であるため、必要な対策を積極的に講じること。

「スカイベリー」「とちぎ和牛」等のリーディングブランドについて、効果的なプロモーションの展開をはじめ、知的財産権への対応、生産体制の強化等を推進すること。

19 とちぎ農産物輸出戦略の推進について

県では、2020年度の輸出目標額を4億円とする「とちぎ農産物輸出戦略」に基づき、現地バイヤーとの連携による販路拡大をはじめとする各取組を展開している中、昨年度の県産農産物の輸出額は、前年度比10%増の3億5百万円余と初めて3億円を突破したところである。

国全体においても、先頃、農水省が発表した昨年10月時点（1～10月）の農林水産物・食品の輸出実績によれば、前年同期より15%以上増えて7千億円超となり、6年連続で過去最高を更新している。

昨年7月には、日本の農産物・食品の最大輸出先である香港が、本県を含む4県の輸入停止措置を条件付きで緩和したことを踏まえ、香港向けのプロモーションや現地バイヤーの開拓、北関東3県連携による青果物の共同輸送試験に新たに取り組んでいる。

また、昨年12月にTPPが発効し、今年2月には日欧EPAも発効見込みとなるなど、これまでにない巨大な自由貿易圏が誕生する。まさに、県産農産物の輸出拡大を図る絶好の機会であり、海外の富裕層などターゲットを明確にして、県産農産物の魅力のPRや新たな販路を切り拓くための積極的なプロモーション活動を展開していくこと。

さらに、輸出先が求める国際的な食品安全規格である「グローバルGAP」等の取得支援を加速するとともに、国際的な衛生管理基準を満たす食肉加工施設設置に向け、引き続き支援を行うこと。

なお、JA全農は昨年8月に、本県農産物の輸入停止措置が執られている4つの国・地域のうち、台湾に現地事務所を開設した。台湾は、香港・米国に次ぐ日本の輸出先であることから、JAの現地農畜産物の輸出拡大活動とも連携しながら、引き続き輸入停止措置の解除に努めること。

20 農業用ため池の緊急点検結果と今後の対応について

平成30年7月豪雨を受け、「防災重点ため池」に指定されていない、小規模なため池の決壊による被害を受けて行った県内373カ所の農業用ため池の緊急点検結果に基づき、「対策の検討及び維持管理の改善が必要なため池」130カ所に対する対応に関し、土地改良区等ため池管理者への適切な指導・助言を行うとともに対策に必要な財政支援を図ること。

さらに、県内526カ所のため池の内、緊急点検の対象とならなかった残る153カ所の農業用ため池の点検結果も明らかにするとともに、必要な措置を講じること。

また、新たな防災重点ため池の選定に関する国の新基準設定に伴う対応について、市町と連携し浸水区域のシミュレーションに速やかに取り組むとともに、選定後は市町がハザードマップを作成し周知していくよう促進すること。

21 種子法廃止に伴う条例制定について

昨年9月の県議会代表質問において、種子法廃止を受け、本県独自の条例制定も視野に入れて検討を進めていると聞いているが、栃木県米麦改良協会、農業団体、行政機関を構成員とした「主要農産物の種子供給のあり方検討会」における協議は勿論のこと、全国の先進事例を十分に参考にし、本県に相応しい条例を制定すること。

また、本県の特徴である「いちご種苗」を保護するため、具体的な措置内容について条例に盛り込み、今後の生産活動に影響を与えないように配慮すること。また、大豆などで心配な遺伝子組み換え種子等の使用禁止等など、実効性のある条例内容とすること。

さらに、条例制定にあたってはスピード感をもって作業を行い、早期に制定するとともに、制定時期を踏まえ、農業者や農業団体等への制度の周知徹底を図ること。

22 ネオニコチノイド系農薬の蜜蜂被害実態把握について

昨年9月提出の中間期における政策推進及び9月補正予算等に関する要望書回答において、蜜蜂被害の実態把握に努めていくとのことだったが、その後の状況把握と対策を示すこと。

また、環境指標生物とされるミツバチの減少から、ネオニコチノイド系農薬との関係と自然環境への負荷について農業生産者や養蜂業者等から情報収集し調査を実施

すること。

2.3 社会資本等の整備について

昨年は大雨・豪雨・台風による風水害に加え、大規模地震も発生するなど、全国的に激甚化する自然災害により被害が相次いだ。特に本県では2011年に発生した東日本大震災や2015年に発生した関東・東北豪雨による被害も受けたことから、多くの教訓を得、以来、災害に強い県土づくり・減災機能の充実・防災体制の強化が推進されてきた。

そこで、引き続き、緊急防災・減災対策事業により、県民の生命・安全を守るため、緊急度の高い箇所から堆積土除去・調整池設置・急傾斜地対策等による河川・砂防施設のハード整備に、迅速かつ適切に取り組むこと。同時に、早期対策が必要とされながらも未整備もしくは整備未了箇所について、あらゆる情報を市町と共有し、かつ住民に周知徹底し、さらに避難・防災訓練等を通じ、災害から人命を守るためのソフト対策にも万全を期すこと。

特に、平成30年7月豪雨で露見したダム管理に関する行政と住民間の情報伝達・共有についての課題は、本県も水源地としてダムを多数有していることから、今般の災害と同様の想定の下に対策を講じる必要があり、引き続き関係機関と連携を図りつつ対応すること。

なお、道路も含めハード整備は全国共通の緊急的課題であり、その推進のための安定的な財源確保については、国による十分な支援を求めているところではあるが、国土強靱化・県土強靱化の名のもとに、国や本県の健全な財政運営に支障が及ぶことは避けなければならないと考える。今後も国の動向・方針を注視しつつ、本県の健全財政が維持されることを前提に、引き続き必要な財源の確保に努めること。

また、県有建築物の長寿命化対策について、長寿命化修繕計画に基づく適正な修繕・更新に引き続き取り組むこと。

さらに今般の水道法改正に伴う対応について、安全な水道が維持され、かつ県民生活に著しい変化が生じることのないよう、市町との情報交換を図り、必要に応じて支援策を講じること。

2.4 LRT整備に対する対応について

LRT整備については、昨年工事施行認可が決定し、宇都宮市と芳賀町では、早速工事着手をしている。しかし、依然関係権利者との合意形成における課題が残っており、用地取得や工事施工において問題が発生していると聞いている。従って、関係権利者の意向を最大限尊重すると共に、事業促進ありきの進め方を行わないこと。

JR宇都宮駅西側ルートに関する検討を宇都宮市が行っているが、西側区間に関する国や県の支援のあり方については決定していない。

県の支援のあり方を検討するにあたっては県民合意を大前提とし、安易な支援決定は行わないこと。バス路線の見直しについては、慎重に行うこと。特に西側区間はバ

ス路線としても採算の見合う区間（いわゆるドル箱区間）であり、当該区間の営業がなくなることは、同バスにおける県内郊外部の路線等に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、十分に検討すること。

本県の地域公共交通に関する予算や施策を整理すること。そのうえで、LRTに関する支援との整合性を明確にすること。

2.5 県内公共交通空白地域の解消と地域公共交通の充実に向けた取組について

2016年に県が策定した「とちぎの道路・交通ビジョン」では、地域を支える交通ネットワークを充実・強化することなどにより、暮らしや産業・観光を支え災害に強い交通ネットワークを構築し、全ての人にとって安全・安心・快適な移動手段の確保を目指している。

同年、国から自家用有償旅客運送に関する権限移譲を受けたことに伴い、地域の実情に応じた地域共助型生活交通等の導入推進に向け、昨年10月県はガイドラインを策定するとともに、県内の公共交通空白地等における移動手段の確保を検討する市町等関係者を対象とした説明会も行ってきた。

今後、地域共助型生活交通の導入に向け、将来にわたり持続可能かつ自立的な運航が確保できるよう、収支計画策定や市町の負担軽減策等の支援に努めること。さらに、市町の負担軽減の方策においては、県による財政支援も視野に入れながら地域共助型生活交通の確実な運航・継続を図り、県内公共交通空白地域の解消に取り組まれない。

また、現在、県内18市町で運行されるコミュニティバスを含め、市町を越えた移動需要に対応できるよう、広域的な運行実施へ導入支援を図ること。

2.6 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故に伴う県の対応について

昨年6月に発生した大阪府北部地震による小学校の塀倒壊に伴う児童の死亡事故を受け、本県では、県立学校等を含む県有施設のブロック塀等について、現行の建築基準法に適合していない施設が相当数確認されたことから、9月補正予算において、地震により倒壊し、人的被害が生じる恐れがある塀等について、各施設の状況に応じて撤去・新設等の対策を行った。

さらに、県内4施設で、ブロック塀より軽く、倒壊時の被害軽減が見込まれる県産木材を利用した「木塀」を整備し、4施設をモデルに県産木材による木塀の標準仕様をまとめた事例集を策定し、設置を希望する市町や民間企業にPRすることは大変評価をしているところである。

しかし、民間個人が所有するブロック塀等の点検等がなかなか進んでいない現状もみられることから、通学路に面する、現行の建築基準法に適合していないブロック塀等の撤去や撤去後に軽量の塀等を設置する工事に対する支援等を行い、事故防止に全力で取り組むこと。

2.7 学校の指導力強化と教員の働き方について

本県では、教育ビジョンとちぎに掲げているとおり、学校の指導力強化のため少人数学級を推進し、小学校第4学年までの35人以下学級が実現した。今後は第5学年、第6学年の35人以下学級の実現に向けて取り組んでいくこと。また、35人以下学級の実現に伴い、加配されていた教員が振り替えられたことにより、教育現場からは困っている等の話を聞く。35人以下学級の推進とともに加配教員の確保に最大限努めること。

教員の働き方については、本年1月に学校における働き方改革プランが策定された。プランの目標として、月の時間外勤務の上限45時間を目指しつつ、2021年度までに、月の時間外勤務が80時間を超える教員の割合を0%にしている。

しかし、プランの中で、学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスクール・サポート・スタッフ等の導入については今後検討するとの記載に留まっている。

さらに、部活動指導の技術面の指導だけでなく、指導員単独での指導や引率が可能となる部活動指導員の導入についても今後検討するとの記載に留まっており、教員の負担軽減の効果が大きく期待できる部分について消極的な内容となっている。来年度、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等をモデル的に県内数校に配置し効果の検証等を行い、今後積極的に導入に取り組むこと。

2.8 教育機会確保の実践について

不登校のために就学が困難となってしまった児童生徒に対して、学校への登校を強制せず、それぞれにあった学校以外の学びの場の学習環境を保障することと、個々の休養の必要性を盛り込んだ教育機会確保法は、2016年12月公布された。本県においては、2017年度に「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施している。

しかし、この事業は学校復帰を前提としているため、学校以外の学びの場の学習環境を保障するための事業とはなっていない。学校に復帰することもあるが学校にどうしても行けない子たちもいる。その両方のケースを想定した上で、どのような学習機会がその一人ひとりの子どもにふさわしいのかを考えることが、教育機会確保法ができた大きな意味である。

その子にふさわしい学習の場が、学校であったり、不登校特例校や適応指導教室だったり、フリースクールだったりいろいろな場がある。学校が一番ということで進めてきたことからすると、学校以外の学びの場を認めることは、なかなか相容れないことだと考えるが、学校に行けず苦しんでいる子どもたちのために、不登校を問題行動と捉えず、フリースクールとの連携と情報共有を図られたい。

2.9 障害者雇用の充実について

県教育委員会における障害者の法定雇用率を達成するためには100名以上の雇

用拡大を要するとあったが、達成時期は1年でも早くとするに留まっている。今や一刻も早い雇用率達成が望ましい。

そのためにも学校などの各教育機関における階段昇降機の設置をはじめとしたハード面の整備など、バリアフリーの充実が必要である。バリアフリーへの環境整備はそこに通う児童生徒のみならず、働く教員や職員、けがをした児童、車いすの保護者にとっても必要な整備となる。

また、職種としては高校の実習助手や、職員の福利厚生のためのマッサージ師として視覚障害者を採用し、教育施設を循環する。移動手段は精神や知的障害者を運転手として起用する。ストレスの多い教職員の疲れをとるための福利となると考える。

同様に企業においても産業カウンセラーのように、心身をほぐしストレスを発散させ仕事に熱中できるようにするためのヘルスキーパーをはじめ、障害者の雇用を促進するよう要望する。いずれもジョブコーチの支援を必須とすること。

30 教育現場における医療的ケアの充実について

県の医療的ケア児実態調査結果報告書によると、2016年10月時点で、在宅で医療的ケアを必要とする県内の7歳から18歳までの障害児は193人となっている。

2018年6月20日付けで文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長宛に「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」の中間まとめが通知された。

その中で、特別支援学校に在籍するたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加している。看護師の勤務に当たっては、指導的な立場の看護師の配置に加え、学校医や医療的ケア指導医、主治医や医療的ケア児が通常利用している訪問看護ステーション等の看護師と、直接意見交換や相談を行うことができる体制を構築することが重要である。

また、保護者の付添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきで、やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討した上で、その理由や今後の見通しなどについて丁寧に説明することが必要であるとされている。

県教育委員会としても、この通知の趣旨を踏まえ医療的ケア児が学校において教育を受ける機会を確保すると同時に保護者の付き添いに対する負担を軽減するよう努めること。

31 交通事故抑止・防止と交通マナー改善・向上について

「信号機のない横断歩道の自動車の一時停止」率について、2018年のJAF調査によると、全国平均8.6%に対し本県は0.9%であり「止まってくれない栃木県」であることが明らかになった。その他にも全国的に「速度超過」や「あおり運転」など、残念ながら、人命に危害を及ぼす可能性が極めて高い悪質な運転が話題となっ

ている。言うまでもなく、これらの悪質な運転により歩行者や他の通行車両等は危険を回避することが困難になり、かつ、被害の規模も大きくなるリスクが高まることになる。

警察本部では、特に今年度は可搬式オービス導入などによる速度違反取締りをはじめ、様々な交通違反取締りにより、事故抑止に向けた取り組みを続けているところであるが、いまだ多くの県民の尊い命が交通事故により失われていることに変わりはない。

そこで、さらに交通事故を抑止し、かけがえのない人命を守り「安全・安心な栃木県」とするために、栃木県警察速度管理指針等に基づいた対策の一層の強化・推進を図ること。特に本県の交通マナーの悪さの実態について、これまで以上に県民に周知徹底することで、マナー改善・向上に向けた啓発と実践のための県民ぐるみの対策を講じること。